

2019年度社会保障制度等に関する要請について（回答）

- 提出者：鳥取県退職者連合中部地区協議会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
- 受付日：平成31年1月9日
- 回答日：平成30年1月31日

1. 持続可能な社会保障制度

(1) 人間の安全保障」が完備された社会に向けて

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築のためには、少子化対策、地域包括ケアシステムの推進、生活困窮者支援の充実、医療・保険・年金制度の安定化等が必要であります。

また同時に今後は、地域を軸とした包括的相談支援体制の構築、複合的課題に対応できるよう「縦割り」から「丸ごと」への公的支援の転換が必要であり、地域に暮らす誰もが、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、支え合う地域共生社会の実現に向けて努力していきたいと考えております。

(2) 関係者の合意を重視した機能強化のための改革

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

社会保障改革は、国において国民、関係機関の声を反映しながら進められるべきだと考えます。本市としましては、市民の意見を伺い、課題に対しては必要に応じて国に対し要望を行って参ります。

2. 地域包括ケアシステム

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケア、地域包括ケアシステムの推進

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

誰もが安心して、切れ目のない医療・介護サービスが受けられるように、各種関係団体との連携強化を図りながら、在宅医療・介護連携の推進を行っています。

(2) サービス提供基盤整備

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムを推進するため、定期巡回・随時対応型訪問看護介護施設を整備する計画で取り組んでいます。

(3) 健康増進事業の推進

【回答：保健センター Tel 26-5670】

市民が健康でいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、自ら日常生活の中で食生活の改善や運動習慣の定着、さらに自身の健康管理に努めることが重要です。そのため、広く啓発活動に取り組むとともに、健康をもっと知っていただくための機会として、健康教育や健康相談を実施します。また、自身の健康管理ができる環境づくりとして、様々な健康診査の機会を提供し、「受けやすい健康診査」の体制づくりを推進するとともに、適切な健康管理ができるよう訪問指導などの保健指導に取り組みます。

(4) 医療・介護総合確保基金活用

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画においては、医療介護総合確保基金を活用しながら施設整備を行う計画といたしております。また、施設整備にあたっては、「倉吉市いきいき長寿推進会議」において公募による市民からの意見を取り入れ、また、計画の実施に際してはパブリックコメントを実施いたしました。今後の計画においても、同様に市民からの意見を計画に反映していきたいと考えております。

(5) 地域包括支援センターの整備・機能強化

①地域包括支援センターの機能強化を図るため、基幹型センターの設置について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

地域包括ケアシステムの推進に向けては地域包括支援センターの機能強化が重要と考えています。現在、当市は委託方式でセンター運営を行っていますが、基幹的なセンターの設置に限らず、より良いセンターのあり方について今後検討していきたいと考えています。当面は、センター担当者が集まる会議の充実や、倉吉市全体での地域ケア会議等の場を通じて各センターの全体的な機能強化を図ってまいりたいと考えています。

②予防マネジメントが過重な現在の業務の見直し

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護予防、並びに介護給付サービスのいずれのマネジメントも重要であると認識しております。職員体制や運営費のあり方については、地域包括ケアシステムを推進するため、その時々にあったあり方について、引き続き検討していきたいと考えております。

③地域包括支援センター運営協議会への住民代表の参加

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

地域包括支援センター運営協議会（いきいき長寿社会推進協議会）には公募による住民参加を募り、協議内容については市ホームページ等に公開してまいります。

3. 介護保険について

(1) 新総合事業に移行した予防給付の実態把握と改善

①移行前と同等のサービスを継続実施と必要な改善を図ること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

新総合事業に移行した予防訪問介護・予防通所介護については、移行後においても「相当サービス」を継続して実施しており、利用料も従来どおりでサービス提供いたしております。今後は、それぞれの地区に配置する生活支援コーディネーターが中心となって、地域の特性にあった地域包括ケアシステムの推進と介護予防・生活支援のための新たな総合事業を、地域住民のみならずから提案をいただきながら創出していきたいと考えております。

②「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置き要件としないこと

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一律で「基本チェックリスト」実施を前提要件とするのではなく、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向も尊重しながら、要介護認定手続きを行っております。

(2) 認知症施策の拡充

①「見守り・声掛け・相談・支援」の仕組みづくりを推進すること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症初期集中支援チームを設置し、住み慣れた環境でいつまでも暮らせるように重度化する前に早期の対応を図ります。また、認知症の人とその家族に対する支援には地域の見守りが不可欠です。よって、認知症高齢者等で行方不明になる心配のある人を家族の同意により事前登録制度を実施し、地域住民、自主防災組織、生活関連事業者などが参加した見守りネットワークの整備を行っています。

②医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度からは重度化する前に早期の対応を図るため医療や介護の複数の専門家による認知症初期集中支援チームを編成し、体制整備を図り、取り組んでおります。

③認知症患者を持つ家族の軽減負担について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、事業所などが認知症の人とその家族の方の相談支援の重要性を認識し、さまざまな取組みに努めて参ります。

(3) 安心して暮らすことのできる居住の場の整備

①老人ホームの整備・拡充、居住環境の改善について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備については、県が整備する施設、並びに市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームのいずれの施設も整備を計画しておりません。

また、「要介護2以下」の方の入所を保障することについては、多くの入所待機者がおられる現状から、いずれの施設においても難しい状況と思われます。しかしながら、健康状態や生活環境などを考慮して、対応の緊急性がある方の場合には、入所を検討することを含め、各施設関係者におかれても理解されておられ、我々行政もそのことを踏まえながら対応していきたいと思ひます。

また、養護老人ホームの施設整備と機能強化については、県が行っております。

②有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障の確保

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

県と連携しながら、入所者の方が安心していきいきと暮らせる生活環境を守るため、違法行為が行われないように指導を行いながら、権利擁護に努めて参ります。

③地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設の拡充

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

地域包括ケアシステムを推進するにあたっては地域密着型の施設整備が重要であることは認識しており、第7期介護保険事業計画期間内において小規模多機能型居宅介護施設の未整備生活圏域に施設整備をする予定です。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保

①18年度改正の介護報酬処遇改善加算について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成29年12月8日閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の中で介護人材確保に向けた処遇改善策が示されており、消費税率が10%に引き上げる時期にあわせて公費1,000億円を処遇改善に充てることが示されており、実施状況については、県と連携を図りながら、必要に応じて対応していきたいと思っております。

②介護職場における労働法令違反を根絶すること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施して参ります。

(5) 新設された国交付金について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度から新設された保険者機能強化推進交付金については、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、特に認知症対策、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、地域ケア会議といった高齢者の自立支援・重度化防止のために役立てたいと考えております。

(6) 介護保険事業に対する被保険者・市民参画の推進

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画の実施、総合確保基金の活用等については、倉吉市いきいき長寿推進会議において、老人クラブ、公募による被保険者代表者などに委員を委嘱し、広く市民の参画を得ながら取り組んで参ります。

(7) 国への働きかけ

①介護保険費用の国負担分について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

調整交付金のあり方については、今後の保険者機能強化推進交付金のあり方を含め、国の動向に注視していきたいと考えております。いずれにせよ、調整交付金は重要な財源に変わりなく、要望すべきことは要望していきたいと考えております。

②介護保険の利用者負担は原則1割を維持すること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

少子高齢化による介護給付費の伸びに対して、安定的に介護保険事業を運営することができるように、国により所得に応じて負担割合（1～3割）が決定されています。1割維持につきましては、介護保険給付費の伸びとともに、保険料の負担も伸びが顕著であることから、安定的な事業運営を行うためにはサービス費の一部を個人所得額に応じた負担割合とすることは、1号被保険者間の公平性という側面からも必要なことと考えております。

また、介護保険料は40歳～65歳未満の方（2号保険料）の方にも負担いただいていることから、応分の負担割合とすることは2号被保険者の理解を得るためにも必要と考えております。

③訪問介護の生活援助サービスを総合事業に移行しないこと

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本人や家族の意向を尊重しながら、自立支援に向けた適正なサービスが実施されるように努めて参ります。

④認知症高齢者に起因する損害について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

専門的なことは専門の人が中心となり、見守りなどの地域で取り組めることは地域で取り組んでいただきながら、互助、共助による地域づくりという包括的な考え方の中で、全市的に認知症対策を推進していくことが大切であると考えております。

家族への過剰な賠償責任への方策については、国において議論された経過も確認いたしておりますが、今後も国の動向に注視していきたいと思います。

⑤「介護職員離職ゼロ」に向けた抜本的処遇改善について

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護職員の処遇改善については、平成31年10月の消費税10%に引き上げ時に公費1,000億円を投じて、勤続10年を超える介護福祉士の月額8万円の処遇改善を図ることが閣議決定されました。介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、この処遇改善策の動向に注視しながら、今後、本市としても介護人材の確保に向け、県とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

4. 医療制度について

(1) 新しい国保制度の円滑な施行

【回答：保険年金課 Tel 22-8151】

これまで市町村が運営主体となってきた国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。鳥取県においても、制度の円滑な運営に向けて、県と市町村とで協議を重ねているところです。今後も引き続き制度についての理解を得られるよう説明に努め、市民の方と身近な関係の中で今後とも役割を果たして参ります。

(2) 医療計画・医療提供体制

【回答：保健センター Tel 26-5670】

市民がそれぞれの疾病やケガの状況に応じて、適切な医療サービスを受けられるよう、県と連携を図りながら、地域医療体制を適切に維持します。

(3) 国への働きかけについて

【回答：保険年金課 Tel 22-8151】

人口減少、少子高齢化の進展の中、医療費が増大し続けており、厳しい財政状況の中で国民皆保険制度を維持していくことが困難な状況となっています。制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担の見直しを図ることが必要となっております。

医療制度については、国の方で制度全体の見直しが進められており、国の動向を注視していきたいと考えます。

5. 地域公共交通の充実

(1) 地域公共交通の整備・再編成について

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市では、平成27年10月より、北谷地区・高城地区において、より利便性が高く効率のよい移動手段の確保を目指して、平日の昼間、路線バスの利用が少ない時間帯に、路線バスの代わりに予約型乗合タクシーを運行しております。

平成30年3月に策定した「地域公共交通網形成計画」に基づく「地域公共交通再編実施計画」の

策定のなかで、整備・再編成を検討し、適切な移動手段を確保していきたいと考えています。

(2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく取り組みについて

【回答：企画課 Tel 22-8161】

中部地域では、国、県、市町、交通事業者、学識経験者、利用者代表（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県老人クラブ連合会ほか）、公共交通関係団体（鳥取県交通運輸産業労働組合協議会ほか）、観光関係団体、公安委員会など 27 団体による「鳥取県中部地域公共交通協議会」を組織しています。

平成 30 年 3 月には「地域公共交通網形成計画」を策定し、中部地域で一体となって、生活圏域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつもまでも住み続けられる地域の形成していくことについて方向性を定めたところです。

現在、「地域公共交通網形成計画」に基づき、地域のニーズに沿った「地域公共交通再編実施計画」となるよう検討を行っているところです。

(3) バリアフリー化とシームレス化の実現について

【回答：企画課 Tel 22-8161】

乗り継ぎの円滑化をはかるための交通結節点の整備について、主な結節点である倉吉駅では、倉吉市交通バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化の整備が行われております。地域公共交通網形成計画及び地域公共交通網再編実施計画により新たに結節点となる箇所の整備につきましては、今後検討してまいります。

また、路面の整備につきましては、鳥取県において、バス停周辺の歩道と車道の段差を解消する事業を行っており、段差の解消が必要な箇所につきましては、鳥取県に対して要望してまいります。

あわせて、路線バス事業者においては、バス車両購入に対する補助金を活用し、既存バス車両を順次低床車両に更新しバリアフリー化を図っており、継続的な取り組みとしていくこととしております。

6. 高齢に伴う自動車運転免許証返納について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

高齢運転者による交通事故の未然防止を図ることを目的として、平成 30 年 7 月 1 日から事業を実施しています。

制度の対象となる方は、次の全ての要件を満たす方です。

- ・平成 30 年 4 月 1 日以後に自主返納を行われた方
- ・返納した時点において、市の区域内に居住する満 70 歳以上の方
- ・「運転経歴証明書」交付を受けられた方。

支援の内容は次のとおりです。

- ・高齢者を対象とした路線バス定期券「グランド 70 (25,700 円)」又は「タクシー共通乗車券 (25,000 円)」を購入される場合に、個人負担 2,000 円の割引価格で購入できる。
- ・申請期限は、運転免許証の自主返納を行った日から 1 年。
- ・申請後、後日、引換証を送付しますので、市内のバス・タクシー事業所に御持参いただき、購入手続きをお願いします。

7. 自然災害発生時における高齢者・単身者の安全確保について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

災害時に市民の命を守るためには、危険な地域にお住まいの方の逃げ遅れを確実に防いでいくこと

が必要であり、避難勧告等の避難情報を避難の対象となる方へ迅速に正確かつ確実に伝え、速やかに避難行動を開始してもらうことが重要です。

避難行動等を促す防災情報の発信は、防災行政無線の個別受信機の全戸配布をはじめ、登録メールの配信、ケーブルテレビ等を活用したテロップ表示など、複数の手段で伝達しています。

高齢・単身者の方に確実に災害情報を伝達し、避難行動を行ってもらうには、行政だけの力では限界があります。自主防災組織や隣近所の協力が不可欠であり、必要な声掛けを行っていただく必要があると考えています。

行政は防災対策の充実に不断の努力を続けますが、自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが重要です。このため、日頃より、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが大切と考えています。

8. 低所得者に対する除雪・暖房給付について

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

除雪につきましては、地域での支え愛活動として取組んでいただきたいと考えております。

暖房の給付につきましては、財政面から困難と考えております。【回答：建設課 Tel : 22-8169】